

「岡山県医師確保計画」（仮称）の策定について

平成30年に医療法等の一部が改正され、都道府県において、国が新たに定める医師偏在指標（※）を踏まえた、医師の確保数の目標・対策を含む計画の策定が義務付けられたことから、「岡山県医師確保計画」（仮称）を策定する。

なお、本計画は岡山県保健医療計画の一部として策定するものである。

※医師偏在指標とは

医療需要及び人口・人口構成とその変化、へき地等の地理的条件、医師の年齢分布等を踏まえ、国が定める算定式により導き出される指標

1 基本理念

都道府県が地域の医療ニーズを踏まえて、地域医療構想等の地域の医療政策と整合的に、医師確保対策を主体的・実効的に実施することにより医師の偏在を解消し、二次医療圏の医療提供体制の整備を図る。

2 計画期間

令和2（2020）年度～令和5（2023）年度までの4年間

※3年ごと（最初の計画は4年）に計画を見直す。

3 計画の主な内容

- ・ 医師確保の方針（医師偏在指標の大小、将来の需給推計等）
- ・ 目標医師数（計画終了時点）
- ・ 目標医師数を達成するための施策

4 策定スケジュール

5月～ 学識経験者、関係者からの意見等を踏まえ計画素案を検討

11月 「岡山県医師確保計画」（仮称）案を提示

12月 パブリックコメントを実施

3月 「岡山県医師確保計画」（仮称）を策定